

## 一般事業主行動計画の公表について

一般財団法人静岡県生活科学検査センターは、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

### 一般財団法人静岡県生活科学検査センター行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和7年9月30日までの5年間
2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、令和2年12月までに、月2回（全体1回、各部署1回）のノー残業デーを設定、実施する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間14日以上とする。